

# 伊方町再生可能エネルギー発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン

平成 30 年 9 月 7 日制定

## 1 目的

このガイドラインは、伊方町内における再生可能エネルギー発電施設等の設置及び管理に関し、災害の防止、良好な景観の形成、生活環境の保全、優良農地の確保、地域住民との合意形成等を図るうえで、関係法令に定めるもののほか必要な事項を定め、持続可能な自然エネルギーの円滑な導入と、安全・安心な地域社会の構築を図ることを目的とする。

## 2 対象

### (1) 事業者等

事業者等とは、再生可能エネルギー発電施設等の建設、運用又は管理し、発電事業を行う者及び行おうとする者をいう。

### (2) 対象施設

このガイドラインは、風力発電施設（5,000kW 未満）及び施設建設に伴う送電線等の付帯設備（以下「風力発電施設等」という。）並びに出力 10kW 以上の事業用の太陽光発電施設等（建築物へ設置するものを除く。）の新設、増設、又は大規模な改修をする場合を対象とする。

### (3) 対象地域

このガイドラインの対象区域は、伊方町（以下「町」という。）の全域とする。

## 3 建設等に当たっての基準等

### (1) 建設を避けるべき地域

- ①騒音問題、景観保全等の観点から住宅地への建設は避けること。
- ②優良農地確保の観点から農用区域内農地への建設は避けること。
- ③地域農業維持の観点から土地改良事業の受益地や集団性のある農地は避けること。

### (2) 住宅等からの距離

風力発電施設等については、住宅等から 200m 以上離れること。また、太陽光発電施設等については、住宅等から 50m 以上離れること。ただし、住宅等の居住者等の承諾がある場合は、この限りでない。また、住宅等には、学校、保育所、医療機関、保健福祉施設等住民が利用する施設を含むものとする。

### (3) 騒音

最も近い住宅等において、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項

の規定に基づく騒音に係る環境基準「専ら住宅の用に供される地域」に係る基準値内（昼間 55 dB 以下、夜間 45 dB 以下）とする。

(4) 低周波音

最も近い住宅等において、環境省「低周波音問題対応の手引書」の低周波音による物的及び心身に係る苦情に関する参考値を超えないこと。

(5) 電波障害

テレビ電波等に影響が発生しないように十分配慮し、必要な措置を講じること。

(6) 自然環境

動植物に与える影響を可能な限り回避するよう配慮し、必要な措置を講じること。

(7) 景観

① 事業者等は、再生可能エネルギー発電施設等の建設等にあたって、地域の自然及び歴史的環境と調和した良好な景観の形成に努めるよう計画すること。

② 再生可能エネルギー発電施設等の配置、デザイン及び色彩は、周囲の景観と調和が図られること。

③ 事業者等は、景観に与える影響が甚大で良好な景観若しくは風致を著しく阻害する場合は、必要な措置を講じること。

④ 事業者等が再生可能エネルギー発電施設等及びその周辺に広告物を表示する場合には、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼさないもので、管理上必要とされる最小限の広告物のみとすること。

(8) 光害

事業者等は、再生可能エネルギー発電施設等及びその周辺に照明器具等を設置する場合には、住民や動植物への影響を及ぼさないように必要な対策を講じること。

(9) 文化財

事業者等は、再生可能エネルギー発電施設等の建設等にあたって、建設等の影響から文化財を保護するよう努めるものとする。

(10) 日影対策

事業者等は、再生可能エネルギー発電施設等の建設を行う時は、風車の羽根の回転に伴って地上に明暗が生じる現象を含め日影対策に配慮しなければならない。また、再生可能エネルギー発電施設等の運用後において近隣住民等に日影による障害が生じた場合は、当該障害を除去するために必要な措置を講じること。

(11) 施工時の配慮すべき対策

再生可能エネルギー発電施設の設置に伴い、生活環境、景観、防災等への様々な影響が想定され、また、森林の伐採や造成工事等を行う場合には、特に大きな影響が想定されることから担当課の指示に従い、事業者等は、施工に当たっては十分に配慮すること。また、地元関係者に事前に講じた対策について、説明を行い、理解を得た上で工事に着手すること。更に、長期にわたって確実な防災・安全対策を請じ、災害を誘発し、又は助長する行為を防止できるよう配慮すること。なお、事業者等は、施工期間中は事業名称、事業者名、住所連絡先、保守責任者名および連絡先等を記載した看板を設置すること。

#### 4 保安安全対策

- (1) 事業者等は、発電事業の実施に当たっては、事業に無関係な者が、再生可能エネルギー発電施設等に近づくことによる感電事故等を防止するために事業区域とそれ以外の区域の境界にフェンス、柵などを設けなければならない。
- (2) 前項のフェンス、柵等の出入り口は施錠できるものとしなければならない。
- (3) 事業者等は、再生可能エネルギー発電施設等が事故等危険な状態が発生した時に速やかな対応が図ることができるよう、事業名称、事業者名、住所連絡先、保守責任者名および連絡先等を記載した看板を設置すること。

#### 5 ガイドラインによる調整手順

##### (1) 事業説明

事業者等は、再生可能エネルギー発電施設等の設置地域及び規模の概要を計画した段階で、町に事前説明を行うとともに、計画地周辺の住民、企業等その他関係者（以下「地元関係者」という。）に対して説明会を実施すること。また、地元関係者から事業者等へ要望、苦情、懸念等があった場合は、誠意を持って対応し、地元関係者の理解を得るとともに、その内容を町に報告すること。なお、可能な範囲で地域振興に寄与できるよう配慮すること。

##### (2) 事業説明結果の報告

事業者等は、住民説明会の実施結果について、随時、町へ報告すること。

##### (3) 町へ提出する書類

事業者等は、再生可能エネルギー発電施設等の設置工事に着手する 60 日前までに、関係書類を添えて再生可能エネルギー発電施設等の設置に関する届出書（様式第 1 号）を町へ提出すること。

また、国から再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けた時は、その書類の写しを速やかに町へ提出すること。

#### (4) 町の役割

町は、再生可能エネルギー発電施設を設置しようとしている事業者等との事前協議、調整等を行うこととする。

①事業者等が提出する伊方町再生可能エネルギー発電施設等の設置に関する届出書の確認、受理及び保管

②事業者等との事前協議

ア 関係法令等に基づく手続きに関する助言・指導(以下「助言等」という。)

イ 地元関係者への説明の範囲、説明内容及びその方法への助言等

ウ 施工に当たって配慮すべき事項の確認、助言等

エ 適正な維持管理、撤去・廃棄についての計画の確認、助言等

③地元関係者及び事業者等との調整

ア 地元関係者からの要望等を事業者等へ伝達

イ 再生可能エネルギー発電施設及び敷地で事故等が発生した場合の状況把握

ウ 再生可能エネルギー発電施設設置後の確認

#### 6 設置後の維持管理等

(1) 事業者等は、設置した再生可能エネルギー発電施設等について、破損又は事故等を未然に防止するよう努めるものとする。なお、破損又は事故等が発生した場合は、速やかに町に報告すること。

(2) 事業者等は、設置後に騒音等の障害が発生した時は、原因を調査し、誠意を持って対応するとともに、その内容を町に報告すること。

(3) 事業者等は、設置した再生可能エネルギー発電施設等の維持管理体制（撤去までの資金計画を含む。）を変更した場合は、速やかに町へ報告すること。また、再生可能エネルギー発電施設等を譲渡する場合も同様とする。

(4) 事業者等は、再生可能エネルギー発電施設等での発電の事業が終了した時は、責任をもって再生可能エネルギー発電施設等を撤去すること。また、発電事業の終了から撤去等までの期間においては、倒壊等により周辺に危機等が及ぶことがないように必要な措置を講じること。

#### 附 則

1 このガイドラインは、平成30年9月7日から適用する。

2 道路法、農地法、農振法、海岸法、森林法、自然環境保全法、文化財保護法など、関連する法律の定めを遵守し、関係機関へ手続きを必ず行うこと。

3 このガイドラインは、原則として、本ガイドライン策定後に工事に着手する事業者に適用するが、既に工事に着手している事業者又は既に事業を行っている

者においても、本ガイドラインの趣旨に沿った対応を行うこと。

- 4 このガイドラインを遵守しない事業者等については、事業者名、事業概要等を公表することがある。
- 5 このガイドラインは、社会情勢の変化等により、必要に応じて見直すこととする。
- 6 このガイドラインは、令和4年1月11日から適用する。